



「上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額算定誤り」に係る 調査結果について

概要説明

平成31年2月8日に「上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額算定誤り」があったことを受けて、住民税納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合、住民税額に算定しないとされている他の項目についても同様に継続して調査した結果、「住宅借入金特別税額控除」(所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額を個人住民税から控除するという制度)の適用について誤りが判明いたしました。

調査結果としまして、平成30年度に9件、税額にして470,300円の増額、平成29年度は18件、税額にして1,114,400円の増額が判明しました。

対象の方には、課税誤りについてお詫びするとともに、納付に関する手続きを進めてまいります。なお、納付のご相談につきましても丁寧に対応してまいります。

今後においては、法令等の解釈にあたり、関係機関への確認を徹底するとともに、職員の専門知識の習熟に努め、法令に基づく適正な賦課事務を行ってまいります。

市長コメント

このたび、本市におきまして住民税の賦課誤りがあることが判明いたしました。

市税を預かり、また、健全な市政を担う立場として、市民並びに納税義務者の皆様、とりわけ、対象となる方々に対しまして、心からお詫び申し上げます。

今回の事案を深く自戒し、私をはじめ、全庁の職員で様々な観点から再発防止策を講じつつ、公正、公平で適正な事務処理の徹底にあたり、1日も早い、皆様の信頼回復に努めていく所存でございます。

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)

税務課 太田 (内線 380)、高口 (内線 390)